

農業ハウス等の農地法における取扱いについて

- 近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス内での農作業の効率化・高度化等の必要性から、農業者が農地に全面コンクリート張りをするケースも生じている。
- 現行農地法上、農地をコンクリート張りすることは農地転用に当たり、農地転用許可が必要。農地転用に伴い、固定資産税も上昇。



この取扱いについて検討を行う。

(参考)平成27年度における固定資産税の平均税額

区 分	金 額(千円/10a)	
	課税標準額	税額
一般農地	68	1
農業用施設の用に供する宅地	891	12
宅地	12,678	177

資料:固定資産の価格等の概要調書(総務省)を元に算出
税額は課税標準額に1.4%(標準税率)を乗じたもの